

平成18年11月24日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

個人情報保護審議会
会長 山下 淳

利用及び提供の例外について（答申）

平成18年11月21日付け諮問第93号で諮問のあった標記のことについては、適当と認めます。

なお、利用及び提供の制限の例外について適当と認める理由等は、下記のとおりです。

記

適当と認められる理由等

1 浄化槽法（以下「法」という。）上、浄化槽管理者は、県に浄化槽設置届出等をし、水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受検しなければならないこと、県が指定した指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）は、浄化槽につき法定検査を実施することとなっていること、県は、法定検査を受けることを確保するために浄化槽管理者に対し必要な指導や助言を行うことができこととなっている。

また、法定検査実施率は、全国的に低いにもかかわらず、未受検者に対する県の指導監督権限が法令上存しなかったことから、受検確保に関する指導監督権限や罰則の新設を含む改正法が平成18年2月に施行されたところである。

2 兵庫県においては、法定検査実施率（平成16年度）は、設置後等水質検査率が93.9%、定期検査の実施率が30.2%で、浄化槽管理者が毎年1回受けなければならない定期検査の実施率が著しく低い状態である。

その原因としては、浄化槽管理者の大部分は一般家庭の世帯主であり、法施行（昭和60年10月1日）前から浄化槽を設置している者も多いため、受検義務を了知していない者も多く、指定検査機関からの受検通知がなければ、法定検査の存在さえ知り得ない状況にあること、指定検査機関の保有情報が不足しており、十分な受検通知が行えない状態であることなどが考えられる。

そのため、今後、法に基づいて県に届出があった浄化槽設置等の届出報告情報及び浄化槽保守点検事業者の登録に関する条例に基づき、保守点検業者から県が徴収した浄化槽保守点検基本帳簿の情報を指定検査機関に提供し、それをもとに指定検査機関は、浄化槽管理者に対して法定検査の受検通知を行うことにより、法定検査を受けさせようとするものである。

- 3 上記の情報提供によって、次のような効果が期待できる。
- (1) 法定検査実績において、指定検査機関から受検通知を行った者の受検率は90%を上回っており、このことからすると、今まで指定検査機関から受検通知がなかった浄化槽管理者に対しても、県から指定検査機関に情報を提供し、指定検査機関から受検通知を行うことにより、これらの者について大幅な受検率の向上を図ることができる。
 - (2) 浄化槽法の一部改正により、知事は、浄化槽管理者が法定検査を受検しない場合、生活の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、受検勧告又は命令をすることができ、命令に違反した者は30万円以下の過料に科せられることとなった。
県がこれらの権限を適切に行使する前提として、浄化槽管理者に定期検査の受検義務を了知させ、受検指導が行える状態にしておくのが適当であると考えられる。
このように浄化槽管理者が定期検査の受検義務を了知しうる状態にしておくことで、県は定期検査を受検しない浄化槽管理者に対して、指導、命令や罰則の適用といった、適切な受検指導を行うことができる。
 - (3) 上記の受検率の向上、未受検者に対する適切な行政権限の行使により、法の目的である公共用水域等の水質を保全し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することができる。
 - (4) 以上のとおり、本件情報提供には、公益上の必要性があると認められる。
- 4 次のとおり個人情報の漏えい、紛失等による個人の権利利益の侵害を防止するために適切な個人情報の保護措置が講じられていると認められる。
- (1) 指定検査機関においては、個人情報の保護に関する規程の中で利用目的の特定、利用及び提供の制限、個人情報保護推進統括責任者等が明確に規定されており、提供する個人情報の保護体制が構築されていること。
 - (2) 指定検査機関におけるデータベースによる提供データの取扱いは、個人情報保護推進統括責任者が指名する特定の職員に限定されていること。
 - (3) 指定検査機関のデータベースのパスワードについて、県が管理する権限を持ち、県が定期的にパスワードを変更する。
 - (4) 県が指定検査機関に提供することについて、届出時や立入検査時に説明するほか、県ホームページへの掲載や市町広報誌等の媒体を活用し、浄化槽管理者に対し周知する。